

武蔵野市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
6年度	人 148,034	千円 86,350,983	千円 3,980,046	千円 10,447,978	% 12.1	% 12.9

(注) 人件費とは職員給与費のほか、共済費（社会保険料事業主負担分）や、市長、市議会議員などの特別職に支給される報酬などを含みます。

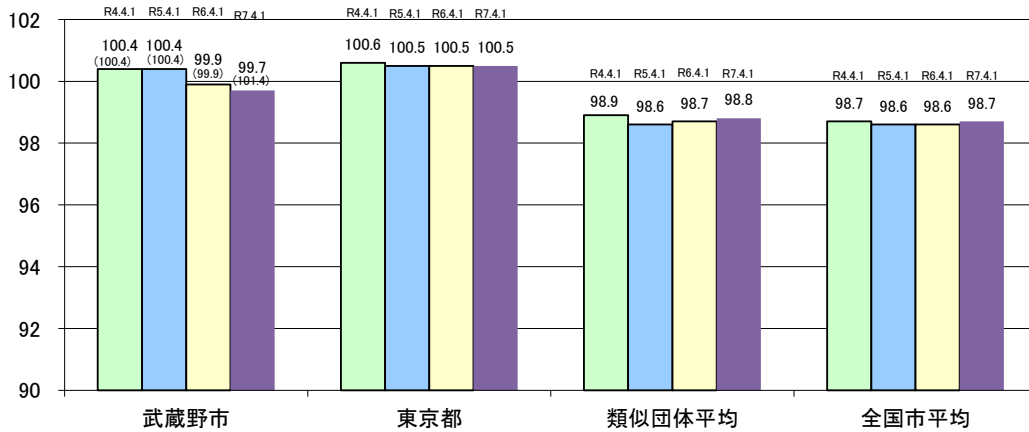
(2) 職員給与費の状況（令和6年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考) 1人当たり 給与費 B/A	(参考) 東京都 1人当たり給与費	(参考) 類似団体 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	千円	千円	千円
6年度	人 874	千円 3,203,943	千円 1,247,142	千円 1,615,063	千円 6,066,148	千円 6,941	千円 7,894	千円 6,570

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
 2. 職員数は、令和6年4月1日現在の人数（公営事業会計職員を除く）です。
 3. 給与費については、暫定再任用短時間勤務職員の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。
 4. 類似団体1人当たり給与費は、令和6年4月時点で総務省が算定したものです。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
武蔵野市	100.4	100.4	99.9	99.7
東京都	100.6	100.5	100.5	100.5
類似団体	98.9	98.6	98.7	98.8
全国市平均	98.7	98.6	98.6	98.7



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2. () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
 3. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4. ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

〔実施 **未実施**〕
(給料表の改定実施時期)
(内 容)

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準16%に対し、武蔵野市においては18%を支給。
(実施時期) 令和7年4月1日より実施。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	16%	16%	16%
武蔵野市の支給割合	16%	18%	18%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、東京都と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給など

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額(令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
武蔵野市	41.1 歳	330,400 円	475,246 円	413,895 円
東京都	42.3 歳	325,837 円	470,901 円	409,944 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.1 歳	326,243 円	416,641 円	377,880 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
武蔵野市	59.5 歳	9 人	301,200 円	379,311 円	355,833 円	—	—	—	—
うち学校給食員	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	飲食物調理従事者	42.7 歳	324,000 円	—
うち自動車運転手	— 歳	1 人	— 円	— 円	— 円	乗用自動車運転者	58.4 歳	307,100 円	—
東京都	50.3 歳	1,189 人	289,995 円	391,360 円	357,218 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	53.0 歳	29 人	318,976 円	375,820 円	357,328 円	—	—	—	—

- (注) 1. 「一般行政職」とは、地方公務員給与実態調査における区分のことで、税務、福祉業務などに従事する職員以外の一般的な事務職員です。
2. 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。
3. 「平均給与月額(A)」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=超過勤務手当などを除いたもの)で算出しています。
4. 類似団体の数値は、令和7年4月1日時点の数値を記載しています。
5. 民間データは賃金構造基本統計調査(令和4~6年平均)を使用しています。
6. 学校給食員および自動車運転者は該当職員が少数のため、個人情報保護の観点から非公表とします。

(2) 職員の初任給(令和7年4月1日現在)

区分	武蔵野市	東京都	国
一般行政職	大学卒	225,500 円	総合職 230,000 円
			一般職 220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和7年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	284,386 円	390,281 円	414,400 円	413,013 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	342,250 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

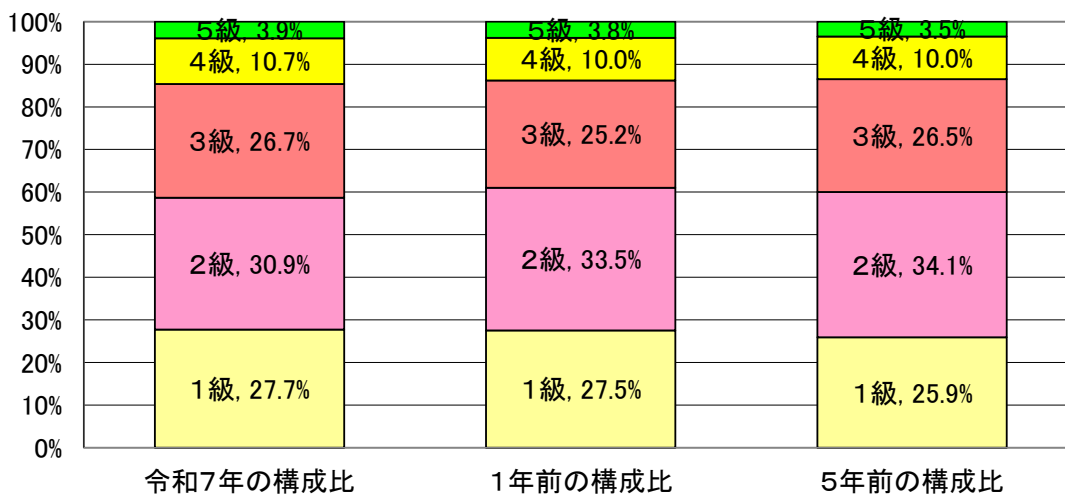
(注) 記載のない箇所は当該階層職員がいない、もしくは3名以下です。

3 一般行政職の級別職員数など

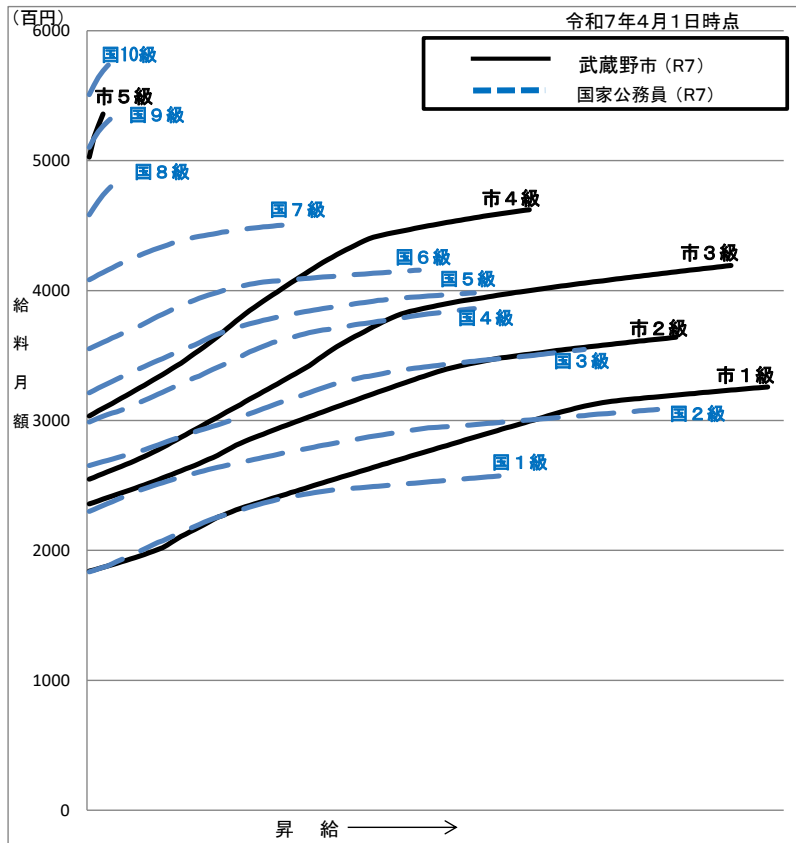
(1) 一般行政職の級別職員数および給料表（令和7年4月1日現在）

区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長の職務	27人	3.9%	502,700円	502,700円
4級	課長の職務	73人	10.7%	303,400円	462,200円
3級	係長もしくは主査または課長補佐の職務	183人	26.7%	254,800円	419,300円
2級	・主任の職務 ・高度の知識または経験を必要とする業務を行う職務	212人	30.9%	235,800円	364,100円
1級	定型的な業務または相当高度の知識もしくは経験を必要とする業務を行う職務	190人	27.7%	184,100円	325,800円

- (注) 1. 武蔵野市給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2. 基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100になりません。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分	—	—	—	—
標準、下位の区分	—	—	—	—
標準の区分のみ（一律）	—		—	
ロ 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

4 職員の手当

(1) 期末手当・勤勉手当（令和6年度実績）

武蔵野市	東京都	国
1人当たり平均支給額 1,903 千円	1人当たり平均支給額 2,053 千円	— 千円
期末手当 2.50 月分 (1.975) 月分	期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分	期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分
勤勉手当 2.35 月分 (1.775) 月分	勤勉手当 2.35 月分 (1.15) 月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分
(職制上の段階、職務の級などによる加算措置) ・職務加算 3~20%	(職制上の段階、職務の級などによる加算措置) ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(職制上の段階、職務の級などによる加算措置) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、暫定再任用職員に適用する支給割合です。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率	—	—	—	—
標準、下位の成績率	—	—	—	—
標準の成績率のみ（一律）	—	—	—	—
ロ 人事評価を活用していない	—		—	
活用予定時期	—		—	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

武蔵野市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	43.00 月分	43.00 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
調整率	—		調整率	83.7/100	
(国を上回る理由としている場合、その理由)					
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%） (退職時特別昇給 4号給 公務上死傷病) (退職時特別昇給を設けている理由) 職員本人やその遺族の生活を保障するため			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%）		
1人当たり平均支給額	自己都合 3,913 千円	勸奨・定年 22,560 千円	—		

(注) 1 1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その他の者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			587,015 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			631,878 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
武蔵野市	18 %	928 人	16 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由	市は地域手当が20%である特別区と地理的に隣接しており、地域の実情および人材確保の観点から、支給割合を18%としている。		

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		37,500 円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		2,884 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		0.20 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
動物死体取扱手当	環境部環境政策課の職員	損傷の著しい動物の死体処理に従事した場合	0円	1件当たり400円
危険業務手当	総務部総務課、財務部施設課、環境部、都市整備部、教育部教育企画課の職員	建設現場その他の高さ10メートル以上の足場の不安定な箇所又はこれに準ずる箇所において、工事監督又は検査を行う業務	0円	日額 230円
	財務部施設課、環境部環境政策課、都市整備部建築指導課、教育部教育企画課の職員	高さ10メートル以上のエレベーターの検査を行う業務		
	総務部総務課、財務部施設課、環境部下水道課、緑のまち推進課、都市整備部、教育部教育企画課の職員	酸素欠乏のおそれのある箇所において、作業又は工事監督を行う業務		
緊急出動手当	全職員	風水、火災、地震等非常時における緊急対策のため出動し、当該作業に従事した場合	22,500円	1回当たり1,500円
変死人取扱手当	健康福祉部の職員	変死人の死体処理に従事した場合	15,000円	1体当たり3,000円

(5) 超過勤務手当

支給実績（6年度決算）	492,823 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	585 千円
支給実績（5年度決算）	441,264 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	507 千円

(注) 職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員など制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）です。

(6) そのほかの手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度 (市と異なる内容)	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	(1) 子 11,500円 (16~22歳は15,500円) (2) 配偶者又はパートナーシップの相手方 3,000円 (課長級には支給されない) (3) 父母等 6,000円 (課長級は3,000円)	(1) 子 11,500円 (16~22歳は16,500円) (2) 配偶者 3,000円 (行政職俸給表(一) 8級職員等には支給されない) (3) 父母等 6,500円 (行政職俸給表(一) 8級職員等は3,500円)	53,322 千円	207,478 円
住居手当	世帯主またはこれに準ずる者で下記条件をすべて満たす者に15,000円を支給 ・当該年度末35歳未満の者 ・自ら居住するために住宅を借受け、家賃などを負担する者	賃貸住宅支給限度額 28,000円	16,487 千円	179,205 円
通勤手当	①交通機関利用者 運賃相当額 (鉄道利用について6ヶ月定期代金を一括支給) ②交通用具利用者は通勤距離に応じて支給 ※1ヶ月あたりの限度額 150,000円	—	97,623 千円	127,279 円
管理職手当	部長級 102,800円 参事級 93,500円 課長級 84,000円 副参事級 75,100円	俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	104,666 千円	1,068,024 円
休日給	勤務1時間当たりの給料等の額×135/100	—	— 千円	— 円
単身赴任手当	異動に伴う転居など、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活し、二重生活を送る者に30,000円を支給 (距離に応じた加算額については当面支給なし) ※距離区分に応じた加算額は国と異なる。	—	0 千円	0 円

(注) 休日給の支給額は超過勤務手当に含まれています。

5 特別職の報酬などの状況（令和7年4月1日）

区分	給料月額等			
	市	副市長	監査委員	教育長
給料	1,061,000 円	891,000 円	721,000 円	834,000 円
報酬	690,000 円	612,000 円	561,000 円	
期末手当	(6年度支給割合) 4.85 月分			
退職手当	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)			
	市長	副市長	監査委員	教育長
	給料月額×勤続年数×400/100	給料月額×勤続年数×300/100	給料月額×勤続年数×270/100	給料月額×勤続年数×270/100
	16,976,000 円	10,692,000 円	7,786,800 円	6,755,400 円
	退職時	退職時	退職時	退職時

(注) 1. 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長、副市長および監査委員は4年=48月、教育長は3年=36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。
2. 類似団体の金額は、令和7年4月1日現在のものです。

6 職員数の状況

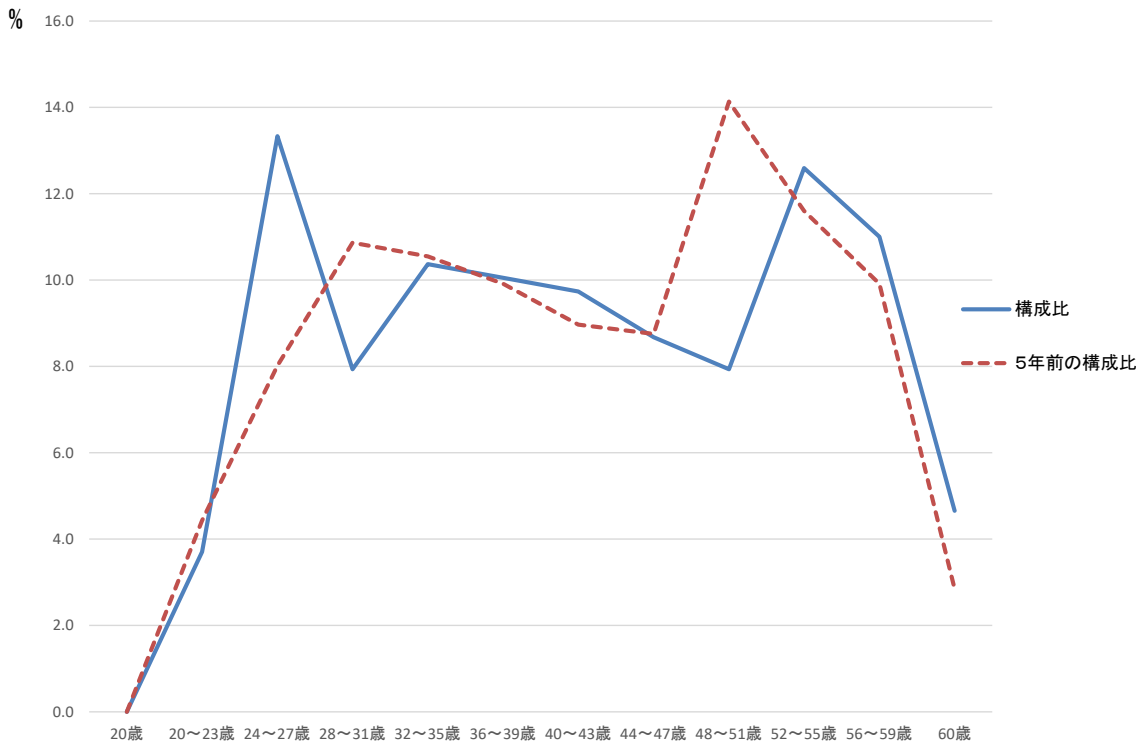
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位 人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		6年	7年		
普通会計部門	議 会	10	12	2	増：育休者への対応
	総 務 企 画	259	250	△ 9	減：業務増への対応の終了、派遣終了
	税 務	60	64	4	増：育休者への対応、退職者への対応
	民 生	234	229	△ 5	減：育休者への対応の終了
	一 般 行 政 部 門	78	74	△ 4	減：育休者への対応の終了、業務増対応の終了
	衛 生	1	2	1	増：新規派遣
	農 林 水 産	3	2	△ 1	減：業務増対応の終了
	商 工	11	11	0	
	土 木	117	113	△ 4	減：育休者への対応の終了
	小 計	773	757	△ 16	【参考】人口1万人当たり職員数51.0 (類似団体の人口1万人当たりの職員数48.2)
教 育 部 門	101	105	4	増：退職者への対応、業務増対応	
小 計	874	862	△ 12	【参考】人口1万人当たり職員数58.1 (類似団体の人口1万人当たりの職員数62.5)	
公営事業会計部門	水 道	20	20	0	
	下 水 道	15	16	1	増：育休者への対応
	そ の 他	46	47	1	増：育休者への対応
	小 計	81	83	2	
合 計	955	945	△ 10	【参考】人口1万人当たり職員数63.7	
		[876]	[876]	[±0]	

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を有する休職、事業団派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員などを除きます。
2. []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 令和7 年	0	35	126	75	98	95	92	82	75	119	104	44	945
職員数 5年前	0	42	76	103	100	94	85	83	134	110	94	27	948

(3) 部門別職員数の推移

(各年4月1日現在、単位 人)

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
一般行政	職員数	761	757	762	773	757
	増減	8	△4	5	11	△16
教 育	職員数	109	109	108	101	105
	増減	3	0	△1	△7	4
公 営 事 業 会 計	職員数	84	84	82	81	83
	増減	△5	0	△2	△1	2
計	職員数	954	950	952	955	945
	増減	6	△4	2	3	△10

【参考】第9次職員定数適正化計画

市では、業務効率化と公共サービスの質の向上の両立、各課の業務に応じた偏りの是正や増減の調整等、適正な管理を行うために策定した職員定数適正化の計画に基づき、財政援助出資団体への派遣も含め、職員定数を適正な水準に保っています。